

新赤坂クリニック治験審査委員会標準業務手順書

補遺

GCP 省令改正（2021年7月30日）に伴い標準業務手順書の見直しを行い、次回の改訂までの間、下記の通り読み替えることにより、標準業務手順書に本補遺を適用する。

対象	旧	新
第1章 4. 治験審査委員会の業務 2) (5)	被験者の代諾者と連絡がとれない場合	被験者の代諾者から同意を得ることができない場合

以上

西暦 2021 年 9 月 27 日

新赤坂クリニック

院長 松木 隆央

